

保護条例における再委託、派遣労働者の規定について(政令市調査)

No.	都市名	再委託の規定	派遣労働者の規定	備 考
1	札幌市	○	×	
2	仙台市	×	×	
3	さいたま市	×	○	
4	川崎市	×	×	
5	横浜市	○	○	「再委託」や「派遣労働者」に対する明確な規定はないが、条例に受託者以外として、「これら以外の者で個人情報を取り扱う事務に従事している者」と規定しており、手引きの中で「再委託や協働事業、人材派遣などにより、実施機関の事務に従事する者も対象となる旨」を記載している。
6	相模原市	×	×	
7	新潟市	×	×	
8	静岡市	×	×	
9	浜松市	×	×	
10	名古屋市	○	○	委託の基準の中で、共同で事業を行う事業者も対象としている。
11	京都市	×	×	
12	大阪市	△	×	再委託については、条例では規定していないが、手引きの中で「再委託先においても実施機関の事務であることを認識している場合については、罰則が適用される旨」を記載している。
13	堺市	○	○	
14	神戸市	×	×	
15	岡山市	×	○	
16	広島市	×	×	
17	北九州市	×	×	
18	福岡市	○	○	
19	熊本市	×	×	
20	千葉市	×	×	
計(規定あり)		6	6	※条例での規定はないが、手引きに記載してある都市を含む(大阪市) ※また、単に、解釈・運用しているというレベルは含まない。